

共和政末期ローマにおける上位公職選挙の性格

—『選挙運動備忘録』を中心に¹—

内田 康太

序論

1. 友人達の熱意(*amicorum studia*)
2. 民衆の好意(*popularis voluntas*)

結論

序論

伝統的に、共和政末期におけるローマの公職選挙は、候補者が有する安定した私的関係、とりわけパトロネジによってその帰趨が決せられたと考えられてきた。そして、不特定の大衆に対する公的な働きかけはそうした支配構造を隠す「見せかけ」とされてきた。ノビリタス研究の先駆けをなした M. Gelzer は、自身の研究を結ぶにあたって「最も権勢ある人物とは自らの庇護者および友人達のために、極めて多くの票を動員することのできる者である」と結論し、こうした公職選挙像の起点を為した²。その後、民会構造の研究において多大な業績を残した L. R. Taylor 及びこの研究を下敷きとしてギリシア・ローマの投票・選挙システムを研究した E. S. Staveley もまた、選挙結果を左右し得た重要な要因としてパトロネジを指摘している³。そして、以上のような古典学説が描く公職選挙像は近年に至るまで通説的に受け入れられ大きな影響力を有してきた⁴。この学説によれば、共和政末期の公職選挙においては大規模なパトロネジを有する極めて少数の上層民の意向のみが反映され、その他多数の民衆はなんら選択の自由をもたない存在であり、公職選挙はエリート間の「小ぢんまりした仕事」にすぎなかつたのである⁵。

しかしながら、こうした古典学説に対し 1980 年代、F. Millar が一連の批判論文を提出し、共和政ローマの政治におけるパトロネジ支配に疑問を呈するとともに、政治における民衆の役割についての肯定的再評価を行った⁶。彼の研究は共和政中期の、しかも選挙民会よりむしろ立法民会を主眼に据えたものであったが、公職選挙における民衆の影響力を指摘する諸研究展開の端緒を為した点で意義深い。こうした中で、P. Brunt が古典学説の主張するパトロネジ論に体系的な批判を加えるに至る⁷。さらに近年、これを公職選挙に特化させるかたちで A. Yakobson は、投票者の独立性、共和政末期における候補者間競争の激化と票の分離、そし

¹ 本稿では、『選挙運動備忘録』のテクストとして、G. Laser, *Commentariolum Petitionis. Q. Tullius Cicero*, Darmstadt, 2001 を用いる。その他の史料に関しては、Loeb Classical Library に従う。

² M. Gelzer, *Die Nobilität der Römischen Republik*, Leipzig, 1912. 引用は *Ibid.*, p. 116.

³ L. R. Taylor, *Party Politics in the Age of Caesar*, Berkeley/Los Angeles/London, 1949, p. 63, 71; E. S. Staveley, *Greek and Roman Voting and Elections*, Ithaca, 1972, p. 193.

⁴ E.g., L. A. Burckhardt, 'The Political Elite of the Roman Republic: Comments on Recent Discussion of the Concepts of Nobilitas and Homo Novus', *Historia*, 39 (1990), pp. 77-99.

⁵ R. MacMullen, 'How Many Romans Voted?', *Athenaeum*, 58 (1980), p. 457: 'a cozy business'.

⁶ F. Millar, 'The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151BC', *JRS*, 74 (1984), pp. 1-19 (以下、*PC* と省略); *Id.*, 'Politics, Persuasion and the People before the Social War', *JRS*, 76 (1986), pp. 1-11.

⁷ P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Oxford, 1988, pp. 328-442. Brunt は、投票行動におけるパトロネジという要因の影響力の大きさを相対化し、その決定的な重要性を否定する。

て、その表出の場として選挙運動を捉える、といった多様な侧面から分析を行うことで、従来の説に反して、ケントゥリア民会で実施された上位公職選挙においてさえ、貧民層に至るまでの民衆一般が選挙結果に直接的影響力を及ぼし得たことを指摘し、一定の支持を得ている⁸。

以上のような近年の研究は共和政期の投票者の独立性という議論を背景に、上位公職選挙を候補者と民衆一般の駆け引きとして捉えなおすことを試みるものであるといえるが、こうした流れに対する反批判も部分的に提出されてきている。ただ、こうした反批判は、主として民会構造とその運用の側面から民衆参加の限定性を示そうとするもので、パトロネジ論批判を受け入れつつも、投票者の独立がただちに民衆一般の公職選挙への影響力を担保するものではないことを強調している⁹。とはいえ、選挙運動の側面からの分析は今なお十分には為されていないように思われる。

こうした共和政期における公職選挙の性格をめぐる研究史にあって、双方の学説に史料的根拠を与えてきたのが、前64年の執政官選挙に立候補した兄マルクス・キケロに宛てて弟クィントゥス・キケロが書いたとされる『選挙運動備忘録』（以下、『備忘録』と省略）と題される書簡である。『備忘録』はそれ自体の信憑性をめぐって長きに渡り議論がなされてきた史料であるが¹⁰、これが当時の一般的選挙運動の実情を踏まえて書かれた史料であることは今日広く認められているところである¹¹。以下で見るように、『備忘録』は選挙運動における重要な要素として友人達の熱意(*amicorum studia*)と民衆の好意(*popularis voluntas*)の双方を挙げている(*Comm.pet.* 16)。古典学説の論者は前者に¹²、近年の民衆の役割を強調する研究者は後者に力点を置いて解釈を行い、自説の根拠としてきたのであるが、その中でもとりわけYakobsonは、選挙運動の公的側面を強調するとともに、民衆への働きかけがうわべだけのものではないことを、民衆に対する選挙運動手法の多様性や、選挙を視野に入れて提供された

⁸ A. Yakobson, 'Petitio et Largitio: Popular Participation in the Centuriate Assembly of the Late Republic', *JRS*, 82 (1992), pp. 32-52 (以下、*PL* と省略); Id., *Elections and Electioneering in Rome. A Study in the Political System of the Late Republic*, Stuttgart, 1999 (以下、*EER* と省略); F. Millar, *The Crowd in Rome in the Late Republic*, Ann Arbor, 1998, p.203; R. Morstein-Marx, 'Publicity, Popularity and Patronage in the Commentariolum Petitionis', *CIAnt*, 17 (1998), pp. 261-262; L. Fezzi, 'Il Commentariolum petitionis. sguardi della democrazie contemporanea', *Historia*, 59 (2007), p. 15; 驚田陸明「ローマ共和政「最後の時期」における高位公職選挙—ケントゥリア民会の制度とその運用状況から—」『西洋史学』199号、2000年、44-60頁。

⁹ H. Mouritsen, *Plebs and Politics in the Late Roman Republic*, Cambridge, 2001, pp. 90-127 は民会構造とその運営の中で見られる貧困層の投票が阻害される状況を検討し、選挙運動に関しても部分的に分析を行っている。また、F. Ryan, 'Knappe Mehrheiten bei der Wahl zum Konsul', *Klio*, 30 (2001), pp. 402-424 は投票方式をめぐる議論から、M. Jehne, 'Wirkungs und Bedeutung der centuria praerogativa', *Chiron*, 30 (2000), pp. 661-678 は centuria praerogativa の分析から、上層ケントゥリアへの従属を論じている。

¹⁰ 『備忘録』の信憑性をめぐる議論に関しては、D. Nardo, *Il "Commentariolum Petitionis": la propaganda elettorale nella "ars" di Quinto Cicerone*, Padua, 1970; F. Lucrezi, 'Commentariolum Petitionis', *SDHI*, 64 (1998), pp. 413-426 を参照。なお、本稿では便宜上、『備忘録』の書き手をクィントゥス、兄マルクスはキケロと表記することとする。

¹¹ E. S. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley, 1974, p. 139, n. 76; Brunt, *op.cit.* p.428; A. J. E. Bell, 'Cicero and the Spectacle of Power', *JRS*, 87 (1997), p. 9 n. 56; Lucrezi, *op.cit.*, p. 425; Yakobson, *EER*, p. 24, n. 6.

¹² Taylor, *op.cit.* p. 58; T. P. Wiseman, *New Men in the Roman Senate 139 B.C.-A.D. 14*, Oxford, 1971, p.132; M. Jehne, 'Die Beeinflussung von Entscheidungen durch 'Bestechung': Zur Funktion des *Ambitus* in der römischen Republik', in M. Jehne (ed.), *Demokratie in Rom?*, Stuttgart, 1995, pp. 58-62, 76 (以下、*BEB* と省略) .

宴会や見世物の規模の大きさなどを根拠に主張しているのである¹³。

そして、これが先に述べたパトロネジ論批判に導かれる投票者の独立性と相俟って、近年の上位公職選挙における、貧民層をも包含する民衆一般の投票による直接的な影響力行使という見解に大きな影響力を与えている。しかし、そうした近年の研究は、選挙運動の対象とされた民衆(*populus, multitudo, vulgus, plebs*)に関して、民衆を意味するこれらの語が、実際には必ずしも民衆一般を広く表さない場合があることに十分留意していない面がある¹⁴。そこで、本稿では先述のパトロネジ論における考察も踏まえつつ、選挙運動の対象とされた民衆が果たして貧民層までを含む民衆一般であったかについて『備忘録』が描く選挙運動方法の分析を中心に検討し、共和政末期の上位公職選挙の性格付けを再考したい。

1. 友人達の熱意(*amicorum studia*)

(1) 伺候者・同伴者・随伴者

本章では古典学説の中で重視されていた候補者の私的関係を通じた集票構造とその安定性を検討するが、本節では、その中でも、伝統的に候補者本人の、あるいはその友人から「借り受けた」庇護者達の務めであると解されてきた取り巻きとその成員に注目したい¹⁵。こうした候補者の取り巻きはその奉仕の内容及び、多くの場合、その社会的地位によっても分類される。すなわち、伺候者(*salutatores*)と称される人々は候補者の家へ挨拶に訪れる者達であり社会的下層に属する場合が多くあった¹⁶。また、同伴者(*deductores*)と呼ばれるのは候補者がフォルムへ下る際これに同行する者達で、社会的にも上層に属する人々を多く含み、元老院議員や騎士階級の者達もこれに含まれたことが知られる¹⁷。さらに、随伴者(*adsestatores*)と呼ばれる人々がおり、彼らは候補者に一日中付いてまわる者達で、大抵の場合、社会的には下層に属する者達がこれを担った¹⁸。

しかしながら、『備忘録』の記述はこれらの候補者の庇護者と見なされてきた取り巻きの支持に関して、その不安定性を指摘する。まず、伺候者について述べた箇所において、彼らが多くの者達、多くの競争相手のもとを訪れていること、しかもそうした事態が近年の習いであることが述べられていることに加えて、伺候者が自らの判断で候補者への支持を決定する存在であると見なされている(*Comm.pet.* 35)。このことは、明らかに伺候者が特定の保護者に對して強固には結び付けられてはいない、独自の判断を有した不安定な存在であると見なされていてことを示している。さらに、こうした事態は、近年の慣行であったとされており、このことから、キケロに特別に該当するものではなかったことが知られる。そして、このことは『ムレナ弁護演説』において、候補者の家を回ることを近年の新たな習いであるとする

¹³ Yakobson, *PL*, pp. 32-34.; *Id.*, *EER*, pp. 20-22.

¹⁴ Mouritsen, *op.cit.*, p. 145 が指摘するように、近年のローマ政治における民衆的要素を強調する解釈は「誰が民衆であったのか」という問い合わせを回避し十分に検討していないようと思われる。Cf. W. J. Tatum, 'Elections in Rome', *CJ*, 99 (2003/2004), p. 215 (以下、*ER* と省略) .

¹⁵ Taylor, *op.cit.*, p. 43.

¹⁶ ただし、伺候者の中には社会的上層に属する者たちも存在した。Brunt, *op.cit.*, p. 420; E. S. Saller, 'Patronage and Friendship in Early Imperial Rome: Drawing Distinction', in A. Wallace-Hadrill (ed.), *Patronage in Ancient Society*, London, 1989, pp. 57-58.

¹⁷ Cic.*Mur.* 70; *Planc.* 21. Cf. Morstein-Marx, *op.cit.*, p. 271.

¹⁸ *Comm.pet.* 37-38; Cic.*Mur.* 70-71.

記述からも裏付けられる(*Cic.Mur.* 44)¹⁹。また、同伴者に関しては上述の如く社会的上層に属する人々が加わっていることが多い、アッティクス宛て書簡の中では、キケロ自身もある候補者に同伴を行っていたこと、そこにはクロディウスも加わっていたことが語られている(*Cic.Att.* 2.1.5)。その意味でこの集団にはパトロネジ関係を検出し得ない場合が多い²⁰。加えて随伴者に関してもクィントゥスは次のように述べている。

「この [=随伴者] 中で、汝が自発的な随伴者として有するであろう者達が、汝のことを彼ら自身に対して永久に最高の恩恵によって義務を負っている者であると理解するよう配慮したまえ。一方、汝に対して恩義ある者達からは、年齢と職業とが許すなら、汝に彼ら自身が随伴し、絶えず随伴することが不可能ならば、この務め [=随伴] に自らの親近者達を用意するように、はっきりとこの務めを要求したまえ(*In ea quos voluntarios habebis, curato ut intellegant te sibi in perpetuum summo beneficio obligari; qui autem tibi debent, ab iis plane hoc munus exigito, qui per aetatem ac negotium poterunt, ipsi tecum ut adsidui sint, qui ipsi sectari non poterunt, suos necessarios in hoc munere constituant.*)。」(*Comm.pet.* 37)

この箇所で、随伴者は二つのカテゴリーに分類される。すなわち候補者たるキケロに対して自発的に随伴する者達と、ある種義務的にこれに随伴する者達である。このうちパトロネジの枠組みの中で捉え得るのは後者の集団であるが、クィントゥスがその具体例として挙げているのは次節に見られる法廷における弁護依頼人のみである。共和政末期、弁護人・依頼人関係は、一概にパトロネジ関係の枠組みで捉えられるものではない²¹。加えてクィントゥスの記述からも明らかのように、後者のカテゴリーに属する集団もその奉仕が保護者に自動的に保証された存在ではなく、一定の働きかけを必要とした。この点に関して Yakobson は適切に「キケロは執政官選挙に必須あると考えられた規模で随伴者を確保するために、庇護者集団に依存することはできなかった」と指摘している²²。さらに、随伴者に関しては、これを金銭で買収することを禁じた法律(*Lex Fabia*)が存在したことを『ムレナ弁護演説』は伝えているが(*Cic.Mur.* 68-73)、被告人たるムレナが実際に随伴者買収を行ったか否かは別にして、こうした法律の存在自体が買収行為の存在、随伴者使用の一般性・重要性とともに、これがパトロネジによっては十分に確保されなかつた事実を示唆していると考えられる。そして、こうした取り巻きに対する働きかけのあり方は、やはり古典学説が主張してきたパトロネジの強制力とは整合性をもたないといえる。

ところで、実際的な投票・集票との関わりにおいて、取り巻きはいかなる影響力を有したのであろうか。留意すべき事柄は、『備忘録』において、伺候者を除いては、候補者の取り巻きは直接的にはその票を期待された存在としては描かれていないという点である。彼らは候

¹⁹ Yakobson, EER, p. 74; J. Adamietz, *Marcus Tullius Cicero, Pro Murena. Mit einem Kommentar*, Darmstadt, 1989, p. 179.

²⁰ 共和政期におけるパトロネジの定義は研究者により異なるが、本稿では(1)モノ・サービスの互酬性、(2)ある程度の持続性を有する私的関係、(3)相互の非対称性の三点を必要条件とする P. R. Saller, *Personal Patronage under the Early Empire*, Cambridge, 1982, p. 1 による社会学的な定義を採用する。

²¹ Brunt, *op.cit.*, p. 405; J. A. Crook, *Legal Advocacy in the Roman World*, Cornell, 1995, pp. 120-122.

²² Yakobson, EER, p. 74. Cf. P. J. J. Vanderbroeck, *Popular Leadership and Collective Behavior in the Late Roman Republic (ca.80-50 B.C.)*, Amsterdam, 1987, pp. 84-85.

補者を「取り巻く」というその行為ゆえに重要視されていたのであり、言うなれば視覚的に選挙運動を助けるのがその主たる機能であったのである²³。かくして、クィントウスは取り巻きの成員が多様であるべきことを指摘しつつ(*Comm.pet.* 34, 38)、その数の多さがもたらす名声や威儀の重要性について繰り返して言及している一方で(*Comm.pet.* 34, 36, 38; *Cic.Mur.* 44)、取り巻き自身の投票への期待には触れていない。さらに、先の引用からも明らかに通り、随伴者については、当人がこれに参加し得ない際には、その親近者によって代用することが可能であった。つまり、随伴者に関してはその質ではなく量が問題であったということである²⁴。

加えて随伴者に関しては、『ムレナ弁護演説』の中で、彼らが貧者達(*homines tenues*)であり、随伴は貧しい市民が唯一果たし得る返礼であったとされる(*Cic.Mur.* 70-71)。つまり、随伴者達は概してその貧しさゆえに票によって候補者に報いる存在ではなかった、あるいはそのように候補者からは理解されていたということである。この指摘はケントゥリア民会が持つ財産政治的構造に極めてよく合致している²⁵。もちろん、キケロの *homines tenues* なる用語が実際に如何なる社会・経済階層に属する人々を指し示しているかを明確に定義づけることは困難であるが²⁶、おそらく下層ケントゥリアに属していたであろう *homines tenues* の票、すなわち、貧者票それ自体は候補者が積極的に求めるところではなかったのはこの箇所から明らかである²⁷。このことから、選挙活動において彼らの支持の必要性は、彼ら自身の票の獲得を目指したものではなく、その視覚的効果を通じた集票力ゆえであったと言えよう。

そこで、最後にこの視覚的効果について付言しておきたい。候補者が取り巻きとともに選挙運動を行う中心的な場はローマのフォルムであって、キケロもまたその例に漏れず同様にフォルムを中心に選挙運動を行った(*Comm.pet.* 2)。それ故、視覚的効果の対象はフォルムに集まっていた人々ということになろう。これまでフォルムは多様な人々が行き交う場として捉えられてきた。これに対して Mouritsen は近年、共和政末期におけるフォルムの人的多様性に疑問を呈し、従来の見解を理想化されたものとして批判し、フォルムをむしろ富裕エリ

²³ Morstein-Marx, *op.cit.* p. 271, nn.65-66. 取り巻きの重要性を「見せかけ(simulatio)」のレトリックとして捉え、選挙における成功を候補者の演出術に帰するのは、A. J. E. Bell, *op.cit.*, pp. 9-10.

²⁴ Morstein-Marx, *op.cit.* p. 271; W. J. Tatum, *The Patrician Tribune: Publius Clodius Pulcher*; Chapel Hill/London, 1999, p. 27 (以下、PTと省略). 他方で、取り巻きの数だけでなく社会的地位の重要性をも指摘するのは、K. Verboven, *The Economy of Friends. Economic Aspects of Amicitia and Patronage in the Late Republic*, Bruxelles, 2002, p. 112.

²⁵ L. R. Taylor, *Roman Voting Assemblies*, Ann Arbor, 1966, p. 149; Stavely, *op.cit.*, p. 126. 今日に至るまで広く受け入れられているように、ケントゥリア民会ではローマ国民の財産に基づいて所属ケントゥリア及び投票順が決定されていた。また、ケントゥリア民会は前3世紀に改革され、キケロの時代における構成と投票順は以下の通りであったとされている。すなわち、初めに第一クラシス 70 ケントゥリア、次いで騎士クラシス 12、非武装クラシスに属する工兵 1、続いて王政以来の騎士 6、第二から第五クラシスまでの 100、最後に非武装クラシス 4、の計 193 ケントゥリアが投票を行った。加えて、各階層のケントゥリアの規模は不均等であり、開票は順次行われ当該公職の定足数が満たされるとその時点で投票は終了した。

²⁶ Verboven, *op.cit.*, pp. 111-113 はこの箇所でキケロが用いている *homines tenues* の用語が指す貧困の程度に関して、これを文字通り受け取ることに否定的態度をとり、むしろ貧者とは、「収入を全く持たぬ者達ではなく、生活のために働くなければならない者達」であるとしている(*contra Vanderbroeck, op.cit.* p. 83)。Cf. Mouritsen, *op.cit.* p. 77.

²⁷ Cf. Tatum, *ER*, p. 208.

一ト層の場として捉え直している²⁸。この見解が正しいとすれば、取り巻きの働きかけの対象は富裕者ということになろう。このことは、随伴者の票それ自体は、積極的には求められてはいなかつたという先の指摘を補強するように思われる。ただ、この点に関してはいまだ議論の余地があり、確言はできない。とはいっても、いずれにせよ指摘できるのは、フォルムにおける取り巻きが、本来的に、不特定多数の人々への働きかけを狙つたものであったこと、こうした取り巻きの機能の仕方は、既存の私的関係の外にある票の重要性並びに私的関係を通じた集票の不十分さを暗示しているようにも見えるということなのである。

(2) 票の仲介者

前節では候補者の取り巻きに注目し、いわば間接的な集票構造を検討したが、本節ではより直接的な集票に目を向けたいと思う。そこで今度は、「票において好意をもたれている [=影響力のある] 者達(gratirosi in suffragiis)」などと称され、ある特定の集団に対して影響力を及ぼしその票を候補者のために獲得し得ると認識された者達について見ていく。というのも、従来こうした仲介者を通じた集票は、選挙におけるパトロネジの影響力が見て取れる格好の事例として捉えられてきたからである。

さて、『備忘録』においても、票の仲介者について「ケントゥリアを支配下に置くために、好意の点で傑出している者達 [が据えられるべきである]」(Comm.pet. 18)と述べ、その上位公職選挙における重要性を語っている。ただし、以下で見るようすに、こうした仲介者の具体例として名を挙げられる *sodalitates* の長達からも分かることだが(ibid. 19)、票の仲介者達が必ずしも貴族ではなく、特定の集団における集票力を有する影響力ある者達である点は注目すべきである。

そこでまず、*sodalitates*について検討したいと思う。*sodalitates*とは主として上層民・富裕者を中心に形成された小規模組織で、選挙に際して候補者支援を行い時に金銭及び他の物的寄贈の分配も担つたとされる²⁹。そして、ここで列挙される長達が如何に重要な仲介者と認識されていたかは³⁰、キケロが彼らの弁護を引き受けたという事実それ自体から察することが可能である。というのもキケロは自身の選挙運動中、極めて慎重に訴訟弁護に相対しているからである³¹。ところで、訴訟弁護についてであるが、キケロは後に『義務について』の中で、貧者弁護による下層民支持獲得の可能性を指摘している(Cic.Off. 2.70)。しかしながら、『備忘録』に見られる通り選挙前キケロが担つた訴訟弁護は、貧者をその対象とはしてい

²⁸ Mouritsen, *op.cit.*, pp. 43-45.

²⁹ Wiseman, *op.cit.*, pp. 132-133; A. Lintott, 'Electoral Bribery in the Roman Republic', *JRS*, 80 (1990), p. 9.

³⁰ Morstein-Marx, *op.cit.*, p. 277, n. 96. Comm.pet. 19 に現れる四名の弁護依頼人については、J. W. Crawford, *M. Tullius Cicero. The Fragmentary Speeches. An Edition with Commentary*, Atlanta, 1994, pp. 57-59, 65-67, 145-147 及び Laser, *op.cit.* pp. 141-143 を参照。C・フンダニウスは前 104~84 年のうちに財務官、前 68 年護民官。Q・ガッリウスは前 67 年造営官、前 65 年法務官。C・コルネリウスは前 71 年財務官、前 67 年護民官、C・オルキウィスは前 66 年法務官。訴訟の時期に関しては、M. C. Alexander, *Trials in the Late Roman Republic 149B.C. to 50B.C.*, Toronto, 1990, pp. 104-107.

³¹ Cic.Att. 1.1.3-4 において、キケロは友人アッティクスによって依頼された彼の伯父の弁護に関して断りの返事を伝えている。書簡の記述によると、その理由はアッティクスの伯父の弁護によって、キケロが執政官選挙に臨んでその支持を重要視していた L. ドミティウス・アエノバルブスとの親交が阻害されてしまうからであるという。この事実は、訴訟弁護の引き受けが、同時に告発者當人とその支援者達の共感を害する危険性を有していたことを明示している。Cf. Comm.pet. 46-48.

ない。この事実は、選挙運動という文脈にあっては広範な不特定の下層民衆よりも、範囲は狭いものの、これら *sodalitates* の長達を通じた集票の方が重要と見なされていたことの一つの現れではなかろうか。ただし、ここで語られる *sodalitates* が具体的に如何なる仕方で選挙支援を行ったか、その詳細は知られていない。非合法化された際の *sodalitates* との比較から推測するならば、主としてトリブスを単位とした働きかけを行っていたと考えられるが³²、金銭分配をひとつの機能として有していたことから考えて、その集票は安定したものではなかつたと考えられる。

続いてクィントウスは「自らの近隣及びムニキピアにおいて好意を持たれている者達(*homines in suis vicinitatibus et municipiis gratiosi*)について述べる(*Comm.pet.* 24)。そこで、彼らの集票力と範囲、それが選挙結果に与え得る影響力についてであるが、クィントウスが「汝はあらゆる地域の者達を探し出し、調査し、彼らを知り、訪れ、確保し、彼らが自身の周りにおいて汝のために選挙運動を行い、汝のために、彼ら自身が候補者であるかの如く振舞うように配慮すべきである(*per quiras et investiges homines ex omni regione, eos cognoscas, appetas, confirmes, cures ut in suis vicinitatibus tibi petant et tua causa quasi candidati sint*)」(*Comm.pet.* 30)と助言していることからも察せられる通り、彼らは自身の地方共同体以外にもその周辺において集票を行うことをも期待されていた。もちろん、この周辺における集票作業が実際問題として容易に為され得たかは不明だが³³、選挙結果に一定の影響力を及ぼす存在として認識されていたことは確かであろう。かくて、『ムレナ弁護演説』の中では、告発者スルピキウスが執政官選挙に敗北した原因の一つとして周辺や自由都市において影響力ある者達(*homines honesti atque in suis vicinitatibus et municipiis gratiosi*)の不興を買ったことが語られる(*Cic.Mur.* 46)。このことは彼らの集票力が選挙結果を左右する一要因になり得たことを示しているだろう。ただし他方で、『プランキウス弁護演説』においては、告発者ラテレンシスがトゥスクルムの出身であったにもかかわらず、この都市の住民は彼を支持することに关心をよせなかつたという記述も見いだされ(*Cic.Planct.* 19-21)、地方共同体との深いかかわりが安定した集票を保証しない場合もあったことが知られる。加えて、同盟市戦争後のイタリアの編入によって有権者が倍加したことから考えれば、仮に特定の地方共同体においてパトロネジが機能したとしても、その集団的投票が投票単位において及ぼし得る影響力は限定的であったと思われる³⁴。

さらに、『備忘録』では都市ローマにおける組合(*conlegium*)をはじめとする幾つかの集団を通じた集票に関して、これらの集団の指導者達を友人関係へと結びつけたならば、「彼らを通じて容易に残りの成員を保持することであろう(*per eos reliquam multitudinem facile tenebis*)」(*Comm.pet.* 30)と、指導者達を通じた支持者獲得がかなり確信をもって述べられている³⁵。そ

³² Mouritsen, *op.cit.*, pp. 149-151; 砂田徹『共和政ローマとトリブス制—拡大する市民団の編成—』(北海道大学出版会、2006年)、138-144頁。

³³ 安井萌『共和政ローマの寡頭政治体制』(ミネルヴァ書房、2005年)、127-128頁。以下の地方共同体およびトリブスにおける票の仲介者に関しては、安井氏がより詳しい分析を行っている。

³⁴ 安井前掲、130頁。Cf. Mouritsen, *op.cit.*, pp. 118-120.

³⁵ この箇所に現れる *reliqua multitudo* は「残りの一般大衆」ではなく、「当該集団の残りの成員」という意味に解されるべきであろう。*Comm.pet.* 30 は明らかに都市組織を扱った文脈であり、この点からして後者の解釈がふさわしいと思われる。この見解を探るのは、Lintott, *op.cit.*, p. 10; Morstein-Marx, *op.cit.*, p.

して最近 Yakobson はこの箇所に注目し、「大衆は明らかにキケロに対して投票することを期待されている」との見解を提示しているが³⁶、Tatum が指摘する通り、tenebis なる動詞から投票への期待を導き出すのはいささか深読みのし過ぎであり、あくまで民衆の好意の獲得への言及とみるのが妥当であろう³⁷。こと組合に関しては、その支援者との間にある種パトロネジ関係が見出される場合もあるが、ローマ人の複数の団体への所属などから鑑みても、成員支持の強制的な大規模動員は考えにくい³⁸。また、組合が選挙運動において果たした役割がなお不明である上に、共和政末期ローマの組合の大半を構成したのは解放奴隸であったことや³⁹、これが投票以外の分野での活動を担っていたらしいことなども踏まえると、組合の成員票がもつ投票力もそれほど大きくなかったと判断すべきであろう⁴⁰。

最後にクィントゥスはより大きな集団に対する票の仲介者として、自らのトリブス民達の下で、「好意の点で非常に影響力を有している者達(qui apud tribulis suos plurimum gratia possunt)」に言及している。この箇所で注目すべきは、トリブスとケントゥリアとが相互関係を有する人的集団として並列的に描かれていることである(*Comm.pet.* 32)。すべてのローマ国民は 35 のトリブス（4 都市トリブス及び 31 田園トリブス）に振り分けられ、これに基づいて下位公職選挙の投票が行われたことはよく知られているが、この区分は単にトリブス民会のみならず、少なくともケントゥリアの一部にも連関させられていたといわれる⁴¹。かくして、これらの仲介者達の取り込みは上位公職選挙においても重要な意味を持ったのである。また、同じ箇所で彼ら仲介者達が将来的には候補者たることを目指す者達であったことが語られている。このことから、彼らが所属トリブスに対して及ぼした影響力については、キケロ自身が述べているように、候補者がその所属トリブスの票を得ることは当然の事態であったとするならば⁴²、将来の候補者たる *gratiosi* 達がトリブスの成員にある程度の影響力を及ぼし得たことは十分考えられる。しかしながら、*gratiosi* 自身が実際に候補者として選挙運動する場合と、他者の選挙運動のために「選挙運動」する場合では、票の動員力に当然差異があったであろうし、仮にパトロネジが機能したとしても、共和政末期におけるトリブスの地理的分裂状態を考慮するならば、トリブス規模での仲介者による集票の困難さは否定し得ないものであろう⁴³。

以上見てきたように、票の仲介者達を通じた組織的集票には、その安定性、集票力の両面

³⁶ 277, n. 99.

³⁷ Yakobson, *EER*, p. 24.

³⁸ Tatum, *ER*, p. 206.

³⁹ ローマ人の複数の集団への帰属については Tatum, *PT*, p. 19, n. 101.

⁴⁰ S. Tregiari, *Roman Freedmen during the Late Republic*, Oxford, 1969, pp. 169-170.

⁴¹ 共和政末期において、解放奴隸は一般に知られているように、都市トリブスに組み入れられた。砂田前掲、253-257 頁。

⁴² 前 3 世紀のケントゥリア民会改革後のトリブスとケントゥリアの連関に関しては、これを第一クラシスにのみ限定する見解と、他の階層にもこれを適用する見解とが存在し一定した解釈は得られていない。前者の見解をとるのは、L. G. Grieve, 'The Reform of Comitia Centuriata', *Historia*, 34 (1985), pp. 278-281 であり、後者の見解を主張するのは、Yakobson, *EER*, p. 40, n. 51, 135, n. 43; Mouritsen, *op.cit.*, p. 26.

⁴³ Cic. *Vat.* 36; *Sest.* 114; *Dom.* 49. トリブス票の動員に関して、Cic. *Att.* 2.1.9 はキケロがファウォニウスに対して自身のトリブス(*tribus Cornelii*)の動員を約束し実現したが、他方で、ルッケイウスは自身のトリブスに影響力を行使できなかったことを伝えている。

⁴⁴ Brunt, *op.cit.*, p. 428, n. 119. また、トリブス票の動員に関しては、安井前掲、122-127 頁。

で实际上かなりの限界が伴ったと思われる。この点において、近年の研究が指摘する浮動票の重要性は妥当な見解であろう⁴⁴。もちろん、元老院議員や騎士階級の友人達が仲介者としての機能を担った可能性はあるが、『備忘録』において彼らは、基本的にはそうした仲介者としては描かれず、あくまで当人達の投票の重要性が指摘されるにとどまっているように思われる⁴⁵。しかも、こうした友人達が持つ票それ自体が固定票と言い得る程に、特定の候補者に確保されていたかも疑問である。というのも、クィントゥスは相手の候補者の友人達に関して、その友人関係が親密でない場合には、彼らが支持を獲得し得る選挙運動の対象となることを示唆しているからである(*Comm.pet.* 26, 40)。このことからも、実際には固定票とみなしうける友人達は小規模なもので、当選を目指す者にとっては、むしろ、その他の浮動票を獲得することにこそ選挙運動を行う重要な意味があったと考えてよいのではないだろうか。

2. 民衆の好意(*popularis voluntas*)

第一章では近年指摘されてきた、投票者の独立性や浮動票の重要性について検討した。しかしながら、このことが直ちに、民衆一般の投票の重要性を証明するわけではない⁴⁶。そこで、本章では『備忘録』の後半で扱われる民衆の好意を獲得するための選挙運動手法に着目し、果たしてこれらの手法が広範な民衆の直接的投票を目指してのものであったのかについて考えることとしたい。

民衆の好意を得るために手段(*ratio popularis*)であるが、『備忘録』はこれを、名呼び(*nomenclatio*)、おべつかヤ(*blanditia*)、居合わせ(*adsiduitas*)、寛大さ(*benignitas*)、噂(*rumor*)、国事における外見(*species in re publica*)⁴⁷という六つの要素から説明しており(*Comm.pet.* 41ff.)、本章もこれに従うこととする。

さて、随行を従えてフォルムへ下った候補者が、選挙運動に際して出会った相手に対してその名をもって呼びかける行為は選挙運動において極めて広く用いられた手法であり、候補者自身の記憶に依る場合もあったが、多くは名前記憶人(*nomenclator*)と呼ばれる奴隸の使用を通じて行われた⁴⁸。また、民衆の支持を獲得する上での、名呼びの重要性はクィントゥスも指摘するところである(*Comm.pet.* 42)。しかし、実際に出会った人の名が区別なく呼ばれたかに関して、『備忘録』はむしろ名呼びを新しい友人関係の構築のために有用な手段として描いており、この手法が民衆一般というよりむしろ、そのうちの一部との、ある種の私的関係の構築を目したものであったと考えられるのである(*Comm.pet.* 28, 31, 32)。さらに、ホラティ

⁴⁴ とりわけ、Yakobson, *EER*, pp. 109-111; 安井前掲、133-141 項。Cf. Mouritsen, *op.cit.*, pp. 106-107.

⁴⁵ 安井前掲、155-157 頁によれば、元老院議員についても、その標準的な選挙支援は、推薦のかたちをとったのであり、史料上も庇護者集団の動員による他者の支援という事例が見出されないとする (cf. 安井萌「ポンペイウス、カエサルと政務官選挙—両有力者による権力掌握過程の一断面—」平田隆一・松本宣朗共編『支配における正義と不正』(南窓社、1994 年)、142-144 頁)。

⁴⁶ Mourisen, *op.cit.*, p. 101: 「投票者の独立はそれ自体では選挙を民主的過程へと転ずるものではない」

⁴⁷ *spes in re publica* (国事への期待) とする校訂もあるが、現在では *species in re publica* を採用する研究者が多い。*Comm. pet.* 52 において *postremo* の語が現れ、これに統いて *speciem ac dignitatem* とあることからも後者の見解を支持するのが妥当であると思われる。詳しくは、Laser, *op.cit.*, pp. 166-167; Morstein-Marx, *op.cit.*, p. 265, n. 33 を参照。

⁴⁸ *nomenclator* の使用が共和政末期においてかなり一般的であったことは、その使用を禁ずる法律(*Lex Fabia*)からも推察される(*Cic. Mur.* 77)。ただし、ファビウス法に名前記憶人に関する規定があったとする見解は Gruen, *op.cit.*, pp. 216-217 による。

ウスは名前記憶人が候補者に対して「こちらの者はファビア区で非常に有力であり、あちらの者はウェリナ区で有力である(hic multum in Fabia valet, ille Velina)」(Hor. ep. 1.6.49-52)と助言している様子を描写しているが、ここからは、名前記憶人が単に名前のみならず、当該の人物に関する付随的情報をもその記憶にとどめていたことが知られる。名呼びが無差別に民衆一般をその対象としていたならば、名前以外の情報は不要であつただろう。そして、このような名前記憶人の記憶の在り方は、呼びかける際に相手の社会的経済的地位を考慮した優先順位が存在したことを示していると言える⁴⁹。

次いで、名前を呼んだ相手に支持を請う際にはおべつか、つまり、相手に対して愛想よく、親しみをもって接することが重要であり、そのためには、志願者の顔、表情、言葉は出会った人物の気質や意向に応じて変え、適合させられなければならないと助言が加えられている(Comm. pet. 42)。実際、プルタルコスは前51年の執政官職を目指して立候補した小カトーが「好意ある交際(οὐιλίαι φιλανθρώπωι)」のために落選の憂き目にあったことを伝えており(Plut. Cat. min. 50.2)、また別の個所では落選の原因として、彼が「挨拶回りをして公職の名声を受け取ること(προσλαβεῖν τὸ τῆς ἀρχῆς ποιούμενος τὰς δεξιώσεις)」を望まず貴族的な態度を保ったことが語られている(ibid. 49.4)。以上の小カトーの事例からも、呼びかけた相手に支持を請う際の候補者の態度が選挙の動向を決定づける一要因になり得たことが指摘できよう⁵⁰。

さらに、クィントゥスは運動に際して、居合わせ、すなわち、ローマに留まり、フォルムに姿を現し、絶えず選挙運動することの重要性を語る⁵¹。そして、運動に際しては、候補者たるキケロによって支持を請われない者がいないよう(Comm. pet. 43)、運動が広範にわたって展開されることを望んでいる。

ただし、ここで留意すべき点は、日々フォルムに姿を現し(adsiduitas)、対象者の名前を呼び(nomenclatio)、おべつか(blantitia)をもって支持を請う(supplicare)という一連の選挙運動が候補者本人とその働きかけの対象者の一対一の接触を必要とするものであったということであり、このことから鑑みると、ここまで的方法によって候補者が支持を請い得た民衆は実際に選択的かつ限定的であったと考えるべきであろう⁵²。

そこで、クィントゥスはこれらに統一して一度により広範な人々をその対象とする支持獲得方法を叙述していく。まず、提示されるのが寛大さであり、「寛大さは広くに及ぶ。・・・たとえ大衆にまで達し得なくとも、友人達に賞賛されるならば、大衆にとって好ましいものなのである・・・(benignitas autem late patet:...quae, quamquam ad multitudinem pervenire non potest,

⁴⁹ Cf. J. Vogt, 'Nomenclator. Vom Lautsprecher zum Namenverarbeiter', *Gymnasium*, 85 (1978), p. 332; Vanderbroeck, *op.cit.* pp. 56-58.他方、Mouritsen, *op.cit.*, p. 107 は全市民数に対する nomenclator の知識の限界を想定し、働きかけの対象が一定の社会的地位、影響力を有する者達であったこと指摘する。ただし、キケロは nomenclator の使用を嫌い自身の記憶力に依って名呼びを行ったとされる(Cf. Cic. Mur. 77; Plut. Cic. 7.)

⁵⁰ Morstein-Marx, *op.cit.*, p. 265, n. 35.

⁵¹ 居合わせの重要性は、Cic. *Planc.* 13; 63-67 にもみられる。これに反して Cic. *Mur.* 21 では居合わせに対する過小評価が見られるが、これは弁論構成上の必要に依ると思われる。

⁵² 確かに、候補者がかくの如き選挙運動を行うのを目にした者が、良き印象を得て、これをより広い範囲の人々に伝える場合もあった。Val. Max. 7.5.2 によれば、スキビオ・ナシカが造営官を目指して選挙運動をおこなっていた際にもたらした農民を侮蔑する発言が、彼の周りにいた人々を通じて広まり、最終的に彼の敗北を招く原因となったという。この点に関しては、後述の嘲や評判との関わりで考察したい。

tamen ab amicis si laudatur, multitudini gratia est...).」(*Comm.pet.44*)として、大衆が直接的に寛大さを享受しなくとも、候補者が友人に対して示す寛大さへの賞賛が大衆の支持獲得にとって重要であったことが語られる。すなわち、ここでの助言の目するところは、大衆と直接的に関係を構築することというよりはむしろ、彼らの間において、当該候補者が寛大な人間というパブリック・イメージを強化し、人気を高め、評判を広めることにあるというわけである。しかしながら、寛大さの提示には必ずこれを直接的に享受する者がいるのであり、この手法が単なる不特定の民衆への人気取りであったと断ずるには疑問が残る。そこで次に、寛大さの提示という手法が民衆の如何なる部分を主眼に据えた選挙運動方法であったかについて考察したい。ところで、『備忘録』では寛大さの具体的な表出の局面として、宴会及び約束が挙げられる。こと宴会については『ムレナ弁護演説』において選挙結果との結びつきを示す逸話が見出される。すなわち、ストア派の人であったクィントゥス・アエリウス・トゥベロは亡き叔父ブブリウス・アフリカヌスの名において用意された宴会に際して、自らの生活信条に従って質素を旨としてこれを催したが、この質素さゆえに民衆(*populus*)の不満を買い、その結果法務官選挙に落選したというのである(*Cic.Mur. 75-76; Val.Max. 7.5.1*)。もちろんここに現れる民衆(*populus*)の具体的構成については知り得ないが、寛大さの選挙結果に対する影響力の大きさが示されていることは確かである。

さらに、ここで『備忘録』の記述からは若干逸れるが、寛大さが表出する典型的な場として、見世物の提供についても考察する必要があるだろう。というのも、見世物の享受は宴会のそれと並んで、民衆(*populus, vulgus, multitudo*)、とりわけ都市民衆(*plebs urbana*)の権利とみなされてきたものであり、上位公職選挙の候補者達がこれに並々ならぬ努力と費用を費やしてきたことを示す事例は史料上数多く見出されるからである⁵³。また、見世物の提供が上位公職選挙の当選を目指す者にとって極めて重要であったことは、見世物の提供が選挙を視野に入れた時期に行われたことや⁵⁴、造営官職が上位公職へのいわば飛び石として重要視されたことからも確認されよう。そして、それ故に、この点を重要な根拠として近年 Yakobson は上位公職選挙に対する民衆一般の直接的影響力を指摘している。ただし、ここで看過されなければならないのは、こうした公職選挙を目した見世物の実際上の対象の検討である。というのも、Vanderbroeck が適切に指摘しているように「*populus, plebs, multitudo* などの語は集合的行動の参加者についてほとんど詳細を伝えていない」からである⁵⁵。では、見世物はいったい如何なる「民衆」を対象に行われたのか。『ムレナ弁護演説』においては、ムレナが法務官選挙時に上位(prior)当選しなかった理由のひとつとして、見世物の提供の不在が語られる(*Cic.Mur. 37*)。すなわち、この箇所で見世物は当選のための、というより、上位当選、つまり

⁵³ Yakobson, EER, pp. 26-36. 共和政末期の上位公職選挙において、非合法的な寛大さとして賄賂が広く用いられていたことは周知であり、本来的にはこれが如何なる人的集団に向けられたかを検討する必要がある。しかし、この点に関しては今なお議論が絶えないところであり、判断を下し得ない。Yakobson 自身は、賄賂の対象を広範な下層民とする見解を探っているが、Vanderbroeck, *op.cit.*, p. 95 はこれを第一クラスに限定する。また、Mouritsen, *op.cit.* pp.111-113 も対象の限定性を指摘している。他方、Lintott, *op.cit.*, pp. 1-3; Jehne, BEB, pp. 51-53 は賄賂をパトロネジの中で捉え、その象徴性を重視する立場をとっている。

⁵⁴ Vanderbroeck, *op.cit.*, p. 99.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 187. ただし、Vanderbroeck 自身は、選挙を目指した *munera, largitiones* を上層から下層までを含む全ローマ市民の好意獲得の手段とみている。*Ibid.*, p.99. Cf. B. Künert, 'Populus Romanus und sentina urbis: zur Terminologie der *plebs urbana* der späten Republik bei Cicero', *Klio*, 71 (1989), pp. 432-441.

相対的上位ケントゥリアの投票に影響する要因として扱われており、この点が注目に値する。また、『義務について』の中で、キケロは自身が法務官及び執政官選挙に際して、満票かつ法定適格最低年齢で当選したことと比較して、自らの造営官時の見世物提供がつましかったことを誇っているが(Cic.*Off.* 59. Cf. Cic.*Mur.* 40; *Verr.* 2.36)、このことは、満票当選、すなわち上位ケントゥリア票の獲得と見世物の提供の相関関係の高さを示しており、上位ケントゥリア票を獲得するために大規模な見世物が提供されるのが通例であったという事態を反映していると考え得るのである。このことから上位公職選挙を目した見世物の提供が民衆のうちでも富裕者の票を主眼に据えて行われたものであったことが示唆される。さらに、この点は前53年の執政官選挙に立候補したミロの事例からも見て取れる。ミロが執政官当選を目指して見世物へ多大な出費を行ったことはよく知られおり(Cic.*Fr.* 3.6.6; 3.7.2)、これによってミロは *vulgus, multitudo* の支持を得たとされる(Cic.*Fam.* 2.6.3; *Asc.* 31C.)。また、『ミロ弁護演説』ではミロが贈物(*munera*)によって *plebs* をなだめたことが当選への重要な要素であったことが語られる(Cic.*Mil.* 95)。しかし、続く箇所において、仮に前53年の執政官選挙が実施されていたならば、ミロは「民衆の票のすべてでもって(*populi vero cunctis suffragis*)」当選していた、と述べられている(ibid. 96; cf. 25)。この表現は明らかに満票当選を示唆しており、ここから、ミロによる大規模な見世物の提供が上位ケントゥリア獲得を目指したものであったことがうかがわれるのである。もちろん、『ミロ弁護演説』においては、クロディウス殺害に関して、実際に殺害を計画していたのはミロではなくクロディウス自身であったこと、そしてその理由として当選確実なミロへのクロディウスの危惧を論証することがキケロの意図であったことから考えれば(ibid. 23; 30-32)、上記の表現は誇張的であるとするべきであろうが、これが一定の説得力を有すると認識されていたことは疑いない。さらに、カエサルが前65年の造営官職在任中に、極めて多大な見世物の提供を行ったことは有名であるが(Suet. *Iul.* 10-11; Plut. *Caes.* 5.5)、もしこの事が彼の執政官選挙に対して重要な役割を有したならば、やはり彼の見世物の提供も上位ケントゥリアに属する人々に影響を及ぼしたと考えるべきであろう。いうのも、カエサルは満票で当選したとされるからである(Dio 37.54.3)⁵⁶。加えて、見世物に関しては、その参加者を *boni* とする表現が見出されること(Cic.*Pis.* 65; *Sest.* 115)⁵⁷、また主催者によって参加者がある程度、選択・操作されている場合もあり⁵⁸、共和政末期の見世物に関して言えば、反民衆派的な傾向をもつものがしばしば確認されることも事実である⁵⁹。以上から鑑みると、宴会や見世物の受益者たる民衆(*populus, vulgus, multitudo*)として、必ずしも不特定の民衆一般が対象とされていたのではなく、むしろ、そうした民衆の中には实际上、上位ケントゥリアに属する富裕な民衆(元老院議員、騎士はもちろんだが)が相当含まれ、彼

⁵⁶ Yakobson, EER, p. 168. 加えて、クロディウスが前56年の造営官職在任時にメガレシア競技祭を主催した際に、その観客には元老院議員や騎士、あるいは富裕者が相当含まれたとされるが、キケロによれば、この競技祭はクロディウスの合図とともに暴徒が流れ込み食糧暴動の場と化したという(Cic.*Har.Resp.* 22-26)。しかし、近年 Tatum, PT, p. 212 はこのキケロの記述を悪意によって歪められたものであるとして、食糧暴動の勃発をクロディウスにとって予期せぬ出来事であったと指摘している(cf. Cic.*Pis.* 89)。この見解が正しいとするならば、クロディウスは実際には競技祭の成功を目指していたのであり、その対象には相当の富裕層が含まれていたということになろう。

⁵⁷ Mouritsen, *op.cit.*, p. 111.

⁵⁸ Vanderbroeck, *op.cit.*, pp. 79-80. 他方で、見世物への大衆参加の開放性を主張するのは Millar, PC, p. 14.

⁵⁹ Vanderbroeck, *op.cit.*, pp. 77-81..

らが主として考慮されていたと考えることができる。クィントゥスが敢えて「たとえ大衆に達し得なくとも」と助言を加えているのは、こうした背景の存在故かもしれない。そして、かくの如き対象への限定的・選択的配慮の存在は寛大さの提示を単に不特定の民衆一般への人気取りと断ずるべきではないことを示しているといえる。

かくして、寛大さは間接的な評判という点では広範に渡る人々に影響を及ぼし得たかもしれないが、より直接的な対象は民衆一般というより限定的に選択された富裕な民衆であったと思われる。ただしこの点に関し、クィントゥス自身はあくまで民衆の評判(*fama popularis*)を扱っていることを主張しており(*Comm.pet.* 49)、続く箇所でもこれに関連して噂(rumor)の重要性へと話を進める。そして、この箇所では噂が生じる起点としてキケロの友人関係が据えられており(*Comm.pet.* 50)、クィントゥスは兄に対してこれを操作するよう助言を加えるのである。確かに、噂は広範な公的評判獲得の方法であり、理論上の効果対象は全ローマ国民であった。そして、噂の操作の成否が選挙結果にしばしば重要な影響を有したことはしばしば指摘されるところであり⁶⁰、このことは上位公職選挙の候補者が噂に恐怖を感じていたことからも確認されよう(*Cic.Mil.* 42; *Mur.* 35)。ただし、ここで注目すべきは、「民衆に対して評判が達するのではなく、民衆が自らこの努力 [=噂を広めること] へと向かうように為す」(*Comm.pet.* 50)ことがクィントゥスによって助言されていることである。ここで民衆に求められているのはあくまで、噂・評判を広めることなのである。加えて、噂に関して、キケロは『ムレナ弁護演説』において、告発側の Ser.スルピキウス・ルフスに対して、彼が選挙運動中に告発準備をしていたことが、選挙を諦めたという噂を生んだことを指摘しつつ、こう続けている。

「そのような噂によって、候補者の親しい友人達は元気をそがれ、熱意を捨ててしまう。そして、彼らは努力を投げ出すか、自分達の尽力や影響力を告発裁判のために残しておくのである(*eius modi rumoribus candidatorum amici intimi debilitantur, studia deponent; aut certam remu abiciunt aut suam operam et gratiam iudicio et accusationi reservant.*)。」 (*Cic. Mur.* 45)

この箇所で噂の効果対象として据えられているのは友人達であり、友人支持の構築・維持にあってローマの民衆が広める噂が重要な役割を担ったことが理解される。かくて、民衆に好意をもたれることで生じる良き噂は候補者の友人関係の強化につながったであろう。このことから、良き噂を得て、友人関係を構築・安定させるために民衆に対して人気取りを行ったという推論は、前章で扱った私的関係の不安定さとも整合しているように思う⁶¹。そして、少なくとも、民衆に対する人気取りが、必ずしも広範な民衆票の必要性を担保するものではないことは指摘できよう。

そして、最後に、国事における外見（の重要性）を扱った箇所でクィントゥスは、選挙運動の見た目の煌びやかさや莊厳さといった視覚的效果に加えて、再び候補者の評判の重要性

⁶⁰ R. Laurence, 'Rumour and Communication in Roman Politics', *G&R*, 41 (1994), pp. 66-67.

⁶¹ 噂や評判が伝染性をもち、下層民がこれに対してとる態度が上層にも影響力をもち得たことは、評判の起点として奴隸までをも含みこむ備忘録の記述から明らかである(*Comm.pet.* 17)。Cf. Laser, *op.cit.*, pp. 135-136. 他方、Yakobson, *EER*, p. 41 は下層民の態度が上層民に対して「あふれ出て(spill over)」影響を与えた可能性を指摘しつつも、その効力を評価していない。

について言及している(*Comm.pet.* 52)。しばしば指摘されるように、選挙運動においてこのように噂・評判や視覚的効果が重要視されたという事実からは、公職選挙において不特定の民衆の判断が投票者の意思決定に際して、一定の役割を担ったことが示唆される⁶²。ただし、一概にここから不特定の民衆の投票の重要性を導き出すことが可能であろうか。この点について考察するにあたり、前 107 年の執政官選挙に立候補したマリウスの事例は一考に値する。サッルスティウスの記述によれば、前 107 年の執政官選挙において新人(*novus homo*)マリウスが貴族(*nobiles*)であったメテッルスに勝利した重要な要因のひとつは、民衆(*plebs, volgus*)が貴族に対して抱いていた反感を背景に、メテッルスの軍事指揮に対する彼らの憤りが煽られたことにはあった(*Sall.Jug.* 73.3-7; cf. *Cic.Off.* 3.79)。そして、これとは逆にマリウスは民衆の間での評判を高め、その結果執政官に当選したという。確かに、サッルスティウスの記述から判断する限り、前 107 年の執政官選挙ではマリウスの当選に一般民衆が主要な役割を果たしたことがうかがわれる。しかしながら、注意せねばならないのは、そもそもサッルスティウスがここで描き出そうとしたのは、あくまで新人マリウスと貴族メテッルスの間の競争を鮮明に描き出すことであったという点であり、その証拠にサッルスティウスの記述には他の候補者に関する言及が見られないである。そこで、サッルスティウスの記述をそのまま受け取ることには問題があると思われる。では、実際にマリウスが誰の投票で当選したのか。これについて詳細を伝える史料は存在しない。しかしながら、最近提示された Ryan の見解は、プルタルコスのマリウスの当選についての描写とカエサルの執政官選挙の当選の描写との表現の類似を、先に述べたカエサルの執政官選挙での満票当選と組み合わせ、マリウスが実際には相当上位のケントゥリア票でもって当選した可能性が高いことを主張している⁶³。彼の見解にはかなり説得力があり、これに従えば、マリウスの当選は上層民の多くが賛意を示した結果であり、彼ら上層民の投票によって実現したものと考えるべきであるということになる。とはいっても、このことからサッルスティウスがまったくの虚偽を語っているとみなす必要はない。むしろここで彼が指摘するように、マリウスの民衆の間における評判が当選に重要な役割を果たしたとするならば、それは民衆の間での評判が上位ケントゥリアに属する富裕者の投票行動に一定の影響力を及ぼし得たからであり、彼ら自身の投票が重要であったわけではなかったと考えができるのである。そしてこのことは、クィントウスが噂を扱った箇所で、民衆に対して彼らの投票より、むしろ噂を広めること期待していたことにもよく符合している。

以上の通り、『備忘録』が提示する *ratio popularis* が、間接的には候補者の良きパブリック・イメージを形成してこれを広く民衆に提示することによって、その人気(*popularitas*)を得ることをひとつの目的としたことは疑いない⁶⁴。そして、こうした民衆に対する人気取りは、もちろんその票を目してなされた面もある。しかし、『備忘録』に現れる民衆一般に対する人気取りは、候補者が民衆の評判(*fama popularis*)を得ることや、そしてそれを拡散すること自体を目的としているように思われるのである。蓋し、忘れてならないのは、民衆の評判が良いことそれ自体は上層民も賛同するところであり、逆に民衆を巧みに扱えない政治家は不適当

⁶² Morstein-Marx, *op.cit.*, p. 272; Yakobson, *EER*, p. 85.

⁶³ Ryan, *op.cit.*, p. 416.

⁶⁴ 安井前掲、139 頁。

な存在とみなされていたということである⁶⁵。他方で、民衆のうちで、キケロに直接的に働きかけられた、ないし恩恵を享受した者達は、実際に投票による支持を目して積極的に働きかけられた者達であると言い得るが、これまで述べてきたように、こうした人的集団は選択的かつ限定的であり、社会的・経済的上層が主たる働きかけの対象であったと考えられる。すなわち、獲得すべき浮動票の保持者とみなされ、投票を期待された民衆は、民衆一般ではなく、そのうちの富裕な民衆であったのであり、貧民層を含むその他大勢の民衆はただ噂や評判といった間接的な影響力を介して、こうした浮動票を当該の候補者へと引き寄せるのみを期待されたと言えるのではないだろうか。実際、民衆の好意(*popularis voluntas*)が上層ケントゥリア票獲得に影響力を及ぼすものであったことは、やはりキケロ自身の法務官ならびに執政官選挙が明白に示している。先にも述べたように、キケロは両公職に満票で、すなわち上位 97 ケントゥリアの票をもって当選したとされるが(*Cic. imp. Cn. Pomp. 2; leg. Agr. 2.4; Off. 2.58; Pis. 2*)、『ブルートゥス』では、法務官選挙の当選に関して、キケロは「民衆の好意によって(*populari voluntate*)」第一位で当選したと述べている(*Cic. Brut. 321*)。また、執政官選挙に関しても「全ローマ市民の判断によって(*universi populi Romani iudicio*)」(*Cic. leg. Agr. 2.7*)当選したと語られている。満票で当選したキケロにとって実際上、第二クラシスの一部及び第三クラシス以下のケントゥリア票は必要ではなかったにもかかわらず、上如の表現が用いられていることから少なくとも、ここでいう「民衆(*populus*)」の中には上層ケントゥリアに属する富者が相当存在したということが言えるだろう。また、下層ケントゥリアに属する民衆も間接的な仕方で、上層ケントゥリア票の動向に影響力を及ぼし得た、ということも示唆されているだろう⁶⁶。このことからも、民衆を対象とする選挙運動が直接的には民衆のうちでも上層民を主眼に据えていることがうかがわれる所以である。かくして、備忘録が描く民衆に対する選挙運動手法は、全体として上層民に焦点をあてたものであり、民衆一般、さらには貧民層に至るまでの票が候補者によって積極的に求められたとする見解にそぐわないと思われる。

結論

本稿ではクィントゥス・キケロの『選挙運動備忘録』を中心に、これを他の関連史料によって補いつつ共和政末期におけるローマの上位公職選挙を如何に特徴づけることが可能かを検討してきた。確かに、近年の研究が指摘する民衆の政治的重要性は受け入れるべき見解であるようと思うが、こと上位公職選挙に関しては、やはり、選挙運動の在り方から考えても民衆一般の直接的影響力を支持するのは困難である。ここまで述べてきた通り、噂や評判などを介した間接的影響力の行使という観点からみれば公職選挙における広範の民衆の果たした役割は大きく、彼らが不可欠の存在であったことは否定し得ない。しかしながら、票を投

⁶⁵ Vanderbroeck, *op.cit.*, p. 163; Bell, *op.cit.*, p. 17; Tatum, *ER*, p. 213.

⁶⁶ これに関する、第一クラシスに対する財産資格 40000HS を満たす人物は経済的にさほど裕福ではなく、それゆえ一般大衆も相当数が第一クラシスに組み込まれたとする Yakobson, *EER*, pp. 43-48 の見解も存在する。しかしながら、Yakobson の指摘は、Tatum, *ER*, pp. 208-211 が適切に論証しているように、収入と財産を混同し、ローマ社会全体ではなく騎士ケントゥリアの財産資格 400000HS との比較から推論を行っている点で支持しかねる。かくして、第一クラシスに所属する人々が少数の富者であったとするのが妥当な見解であろう。

じ上位公職者を決定するという行為においては、共和政末期においてもなお、「多数の者達が多大な力を持つてはならない(ne plurimum valeant plurimi)」(Cic.*Rep.* 2.39)という原則が保持されていたと考えてよいだろう。